



2022年9月27日

各 位

会 社 名 スタンレー電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長 貝住 泰昭  
(コード番号：6923、東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営統括部長 福本 勤文  
(TEL. 03-6866-2222)

## 本田技研工業との資本業務提携ならびに 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、本田技研工業株式会社（以下、「本田技研工業」といいます。）との資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）に関する合意書の締結、及び本田技研工業に対する第三者割当（以下、「本第三者割当」といいます。）による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、2022年9月27日付けで本田技研工業と資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

### I. 本資本業務提携の概要

#### 1. 本資本業務提携の目的および理由

当社は、「CASE（注）」に代表される自動車の新たな進化やカーボンニュートラル等の環境面への対応等、自動車業界が100年に一度と言われる大変革期を迎えている中、完成車メーカーと部品メーカーが相互に協力して解決すべき課題が多岐にわたり顕在化していることを背景に、これらの解決に向けた強固な関係構築を図るため、本田技研工業と包括的な資本業務提携契約を締結することといたしました。本資本業務提携契約により、両社間で安定的な資本関係及び強固な提携関係を構築することで、相互の競争力を強化し企業価値の向上を図ります。

当社は、経営理念として「光のもつ無限の可能性を追求する」と、「ものづくりに徹底してこだわる」ことを掲げ、事業活動を行っています。その目的は、私たちが生み出した製品や技術が、人々の暮らしの安全安心に寄与することです。具体的には、自動車機器製品、コンポーネンツ製品、電子応用製品の製造・販売を主な事業内容として展開しており、世界各地の生産・販売・開発拠点を最大限に活用して、地域ごとの市場・顧客ニーズに応えるとともに、高品質・同一品質の製品をグローバルで供給しています。

本田技研工業は、当社の売上、及び利益の大部分を占める自動車機器事業において、自動車用ランプ、二輪車用ランプに加え車載用エアコンパネル等の取引もある当社の重要顧客であり、これまでも一部で、新たな自動車用ランプや二輪車用ランプの開発・搭載に係わる共同取り組みや人的交流等を行ってまいりました。自動車業界における新たな課題の解決に向けて、お互いが長期的な戦略パートナーとして従来以上に強固な関係の構築を目指すことで、両社の企業価値向上と持続的成長の実現に繋がるものと考え、本自己株式処分による資本提携が必要と判断いたしました。

これによって当社は、自動車市場、及びエンドユーザーに対し、より良い機能や製品の提案をよりスピーディかつ幅広く行うことで、社会課題である「交通死亡事故ゼロ」、ひいては「安全・安心な社会の実現」を目指してまいります。

(注) 次世代技術やサービスを意味する4つの英語の頭文字をつなげた造語で

C：コネクテッド（つながる車）、A：オートノマス（自動運転）、S：シェアリング（共有）、  
E：エレクトリック（電動化）を指す。

#### 2. 本資本業務提携の内容

##### (1) 資本提携の内容

当社は本田技研工業を処分先とする第三者割当による自己株式の処分により、当社の普通株式7,500,000株(本第三者割当による自己株式の処分後の当社の発行済株式総数に対する割合4.34%)

を割り当てる予定であり、本田技研工業は、本自己株式処分による株式を全て引き受けます。なお、本自己株式処分の詳細につきましては、後記「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分」をご参照ください。

また当社は、本自己株式処分日以後速やかに、本田技研工業の株式を市場買付け又はその他合理的方法によって取得いたします。その取得額は、本自己株式処分による本田技研工業からの払込金額総額と概ね同額といたします。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携によって、両社は中長期の将来にむけたパートナーとして、共同開発、人材交流等の取り組みを進め、技術力をはじめとする競争優位性の向上を図ります。具体的には以下のような取り組みを協力して進めていくこととしております。

- ①CASE等に対応し、交通死亡事故ゼロに貢献する次世代ランプシステムの開発、及び車両搭載
- ②グローバルでの価格競争力を推し進めるための製品開発の効率化や部品の共有化
- ③カーボンニュートラルの実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化
- ④上記を円滑かつ効率的に実行していくための人材交流や知見の共有

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(2022年3月31日現在。特記しているものを除く。)

① 名称	本田技研工業株式会社		
② 所在地	東京都港区南青山二丁目1番1号		
③ 代表者の役職・氏名	取締役 代表執行役社長 三部 敏宏		
④ 事業内容	二輪事業、四輪事業、金融サービス事業およびライフクリエーション事業及びその他の事業		
⑤ 資本金	86,067,161,855 円		
⑥ 設立年月日	1948年(昭和23年)9月24日		
⑦ 発行済株式総数	1,811,428,430 株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	(連結) 204,035 名		
⑩ 主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
⑪ 大株主及び持株比率(注1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)		15.74%
	モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー		6.28%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)		6.27%
	エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント		3.49%
	明治安田生命保険相互会社		2.99%
	東京海上日動火災保険株式会社		2.07%
	日本生命保険相互会社		1.67%
	ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー		1.65%
	株式会社三菱UFJ銀行		1.36%
	ジェーピーモルガンチェースバンク 385781		1.31%
⑫ 当事会社間の関係(注2)			
	資本関係	当社が保有している処分予定先の株式の数	5,240,000 株
		処分予定先が保有している当社の株式の数	9,235,527 株
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、処分予定先との間で自動車ランプ・コンポーネンツ製品等の販売の取引関係があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結純資産額	8,286,023	9,372,839	10,772,546
連結総資産額	20,461,465	21,921,030	23,973,153
1株当たり親会社所有者 帰属持分（円）	4,640.46	5,260.06	6,122.31
連結売上収益	14,931,009	13,170,519	14,552,696
連結営業利益	633,637	660,208	871,232
連結税引前利益	789,918	914,053	1,070,190
親会社の所有者に帰属する 当期利益	455,746	657,425	707,067
基本的1株当たり当期利益 （親会社の所有者に帰属）（円）	260.13	380.75	411.09
1株当たり配当額（円）	112.00	110.00	120.00

- （注） 1. 発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する保有株式数の割合を記載しております。
2. 提出者と処分予定先との関係の欄は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年9月26日現在におけるものであります。
3. 割当予定先である本田技研工業は、東京証券取引所プライム市場に上場していますが、本田技研工業が東京証券取引所に提出した2022年7月5日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において記載されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先およびその役員が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）ではないことおよび特定団体等とは一切関係していないと判断しています。

#### 4. 日程

① 取締役会決議	2022年9月27日
② 本資本業務提携契約締結日	2022年9月27日
③ 本自己株式処分の払込期日	2022年10月14日
④ 本田技研工業株式の取得開始日	2022年10月17日

#### 5. 今後の見通し

当社は、本資本業務提携が企業価値向上に繋がるものと判断しておりますが、2023年3月期連結業績に与える影響は軽微であると考えております。

## II. 本第三者割当による自己株式の処分

### 1. 処分要領（現時点数値で計算）

（1）処分期日	2022年10月14日
（2）処分する株式の種類および数	普通株式 7,500,000株
（3）処分価格	1株につき2,534円
（4）調達資金の額	19,005,000,000円
（5）処分方法	第三者割当の方法による
（6）処分予定先	本田技研工業株式会社 7,500,000株
（7）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

### 2. 処分の目的及び理由

前記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的および理由」をご参照ください。

### 3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

#### （1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	19,005,000,000 円
② 処分諸費用の概算額	15,000,000 円
③ 差引手取概算額	18,990,000,000 円

- (注) 1. 処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 処分諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用です。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分については、上記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、当社と処分予定先である本田技研工業との関係強化及び業務提携の強化を目的としております。現在当社は、取り巻く環境の激しい変化を受けて、自動車業界の大変革やカーボンニュートラルをはじめとする様々な気候変動リスクへの対処等、これまでにない大きな課題に直面しています。

このような中、当社は「ランプシステムメーカーへの変革」と「電子事業の拡大」を中長期的な戦略課題に位置付け、取り組んでおります。中でも売上比率の大半を占める自動車機器事業での「ランプシステムメーカーへの変革」を、カーメーカーをはじめとした戦略的パートナーとの連携・協業によって強力に推進しています。その一環として行う本資本業務提携は、技術力や提案力、価格競争力等、当社における競争優位性を確実に向上させるものです。このため、本自己株式処分により調達する資金(18,990,000,000 円)は、本田技研工業の株式を2022年10月から2022年12月末までに購入することにより減少する、当社の生産活動に必要な原材料及び資材購入等の運転資金(18,990,000,000 円)の補てんとして、充当する予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金の具体的な使途については、本田技研工業の株式購入費用により減少する当社の生産活動に必要な原材料及び資材購入等の運転資金の補てんに充当することであり、上記「2. 処分の目的及び理由」でご説明の通り、自動車業界における新たな課題の解決に向け、お互いが長期的な戦略パートナーとして従来以上に強固な関係の構築を目指すためには合理性があると判断しております。

## 5. 処分条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日から遡る1ヶ月間(2022年8月29日から2022年9月26日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である2,534円(円未満四捨五入。本項において以下同じです。)といたしました。

直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、特定の一時点を基準日とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月としましたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近の市場価格に最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。かかる処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年9月26日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,377円に対して6.6%(小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。)のプレミアムとなっており、払込価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、処分予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

なお、当該処分価額2,534円につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,433円に対して4.2%のプレミアム、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,336円に対して8.5%のプレミアムとなっております。

また、本第三者割当に係る取締役会に出席した社外監査役3名を含む当社監査役5名全員は、本第三者割当の処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分条件には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、7,500,000株(議決権数75,000個)であり、これは2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数173,000,000株に対して4.34%(総議決権数1,598,473個(2022年3月31日現在)に対して4.69%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。また、当社は過去6か月以内において、2022年7月13日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式の処

分を行っております。本自己株式処分により処分された自己株式 12,600 株（議決権数 126 個）に本第三者割当により発行される 7,500,000 株（議決権数 75,000 個）を合算した場合の希薄化率は、2022 年 3 月 31 日現在の当社総議決権数 1,598,473 個に対して 4.70%となります。しかしながら、本自己株式処分は本資本業務提携の一環として行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

## 6. 処分予定先の選定理由等

### (1) 処分予定先の概要

前記「I. 本資本業務提携の概要 3. 本資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

### (2) 処分予定先を選定した理由

前記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的および理由」をご参照ください。

### (3) 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先である本田技研工業より、本自己株式処分により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを書面にて確認しております。なお、当社は本田技研工業より、割当後 2 年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本田技研工業の「第 99 期第 1 四半期報告書」に掲載されている要約四半期連結財務諸表により、割当予定先が現金及び現金同等物 3,630,125 百万円やその他流動資産の記載により、本第三者割当の払込みに要する十分な資産等を保有していることが確認できることから、かかる払込みに支障はないと判断しています。

## 7. 処分後の大株主および持株比率

処分前 (2022 年 3 月 31 日現在)		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15.59	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14.90
本田技研工業株式会社	5.77	本田技研工業株式会社	9.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.07	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.84
株式会社三井住友銀行	5.01	株式会社三井住友銀行	4.79
日本生命保険相互会社	4.30	日本生命保険相互会社	4.11
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 5	3.72	J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 5	3.55
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 7 2	3.66	J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 7 2	3.49
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口)	3.40	野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口)	3.25
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2.65	J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2.53
S S B T C C L I E N T	1.83	S S B T C C L I E N T	1.75
OMNIBUS ACCOUNT		OMNIBUS ACCOUNT	

(注) 1. 処分前の大株主及び持株比率については、2022 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として、発行済株式（自己株式 13,026,964 株を除きます。）の総数に対する保有株式数の割合を記載しております。

2. 処分後の大株主及び持株比率については、処分前の保有株数に、本自己株式処分による株式数を加えて、2022 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 173,000,000 株及び自己株式 13,026,964 株を元に算出した保有株式数の割合を記載しております。

## 8. 今後の見通し

前記「I. 本資本業務提携の概要 5. 今後の見通し」をご参照ください。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結売上高	391,622	359,710	382,561
連結営業利益	24,833	35,903	27,743
連結経常利益	30,034	41,283	36,714
親会社株主に帰属する当期純利益	18,550	22,918	21,445
1株当たり連結当期純利益（円）	114.19	142.39	133.75
1株当たり配当金（円）	45.00	45.00	50.00
1株当たり連結純資産（円）	2,214.22	2,486.12	2,715.84

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年3月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	173,000,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	3,020	2,125	3,330
高値	3,455	3,700	3,420
安値	1,833	1,877	2,200
終値	2,132	3,295	2,324

② 最近6か月間の状況

	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
始値	2,290	2,180	2,346	2,221	2,423	2,550
高値	2,337	2,382	2,407	2,448	2,630	2,623
安値	2,026	2,165	2,082	2,125	2,336	2,371
終値	2,244	2,342	2,228	2,323	2,587	2,377

（注）2022年9月については、2022年9月26日までの状況を示しています。

③ 処分決議日前営業日における株価

	2022年9月26日
始値	2,405
高値	2,418

安値	2,371
終値	2,377

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

払込期日	2020年7月16日
発行価額の総額	41,238,000円
発行価額	2,610円
募集時における発行済株式数	173,700,000株
当該募集による発行株式数	15,800株
募集後における発行済株式総数	173,700,000株
割当先	当社の取締役(※) 7名 15,800株 ※社外取締役を除く。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

払込期日	2021年7月12日
発行価額の総額	26,855,000円
発行価額	3,275円
募集時における発行済株式数	173,400,000株
当該募集による発行株式数	8,200株
募集後における発行済株式総数	173,400,000株
割当先	当社の取締役(※) 6名 8,200株 ※社外取締役を除く。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

払込期日	2022年7月13日
発行価額の総額	28,677,600円
発行価額	2,276円
募集時における発行済株式数	173,000,000株
当該募集による発行株式数	12,600株
募集後における発行済株式総数	173,000,000株
割当先	当社の取締役(※) 6名 12,600株 ※社外取締役を除く。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

11. 処分要項

- (1) 株式の種類及び数 普通株式 7,500,000株
- (2) 払込金額 1株につき2,534円
- (3) 払込金額の総額 19,005,000,000円
- (4) 処分又は割当の方法 第三者割当による自己株式処分
- (5) 処分予定先 本田技研工業
- (6) 払込期日 2022年10月14日
- (7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。

以上